

平成 30 年度教職課程認定大学等実地視察について（案）

中央教育審議会初等中等教育分科会
教 員 養 成 部 会

1. 実地視察の目的

教職課程認定大学等実地視察の目的は、教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）及び指定教員養成機関実地視察規程（平成 24 年 2 月 15 日教員養成部会決定）に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定を受けた大学及び教員養成機関としての指定を受けた機関について、認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することである。

2. 概要

(1) 総括的事項

- 平成 30 年度は、大学及び教員養成機関の計 4 大学等に対して、実地視察を行った。
- 全体として、教育課程及び教育組織等については、おおむね問題なく実施されており、教職課程の質を向上させるための積極的な取組も見られた。
- 一方で、必要な専任教員数を一時的に確保できていない事例や、「教科に関する科目」について履修プログラムが体系的に編成されていることが確認できないなど、課題が指摘された大学等もあった。
- 以下は、本年度の教職課程実地視察大学等に対して主に指摘された事項及び教職課程の質向上に向け必要と思われる指摘事項である。

(2) 個別的事項（個々の具体的評価、指摘・指導等）

【教職課程の実施・指導体制（全学組織等）】

- 教員養成に対する理念・構想が明確に示されているとは言い難い大学等に対しては、理念・構想を明確化するとともに、それを具現化するため、教育課程及び教員組織を一層充実させるよう求めた。
- これまでの実地視察における指摘や、教職課程の実質化に向けた各大学等の改革により、多くの大学等において、形式的には、教職課程委員会等の全学的組織が整備されていた。
- 一方で、全学的な組織はあるものの、全学組織で定められた教育課程の編成方針の下、その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みが構築されていないなど、各学科等と連携した教職指導・教育実習指導体制の構築等が、全学的組織を中心に、機能的に行われているとは認められない大学等も見られた。
- このため、教職課程は教員免許状という資格を授与するための課程であることに鑑み、教職支援センターなどの教職課程及び教員組織を点検する全学的組織や、ファカルティ・ディベロップメントなどの、個別の授業内容を点検し改善ができるような体制・仕組みを一層充実するよう求めた。

【教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法、シラバスの状況】

- 法令及び教職課程認定基準等の観点からは是正すべき点を確認された大学等については、速やかに是正することを求めた。

<主な指摘事項>

- ・ 幼稚園、小学校の教職課程を置く「教員養成を主たる目的としている学科」として適切な学位プログラムと教職課程の体系的について見直しを検討するよう求めた。
- ・ 免許状の取得を目的とする学生のための履修プログラムが体系的に編成されていることが確認できないため、今後は、学位プログラムにおいて体系的な履修が行われるよう、教育課程の見直しを検討するよう求めた。
- ・ 過去の変更において、教育職員免許法に定める最低修得単位数を満たす科目が開設されていない状況や、必要専任教員数を下回る状況、必要な手続を行わずに授業を開始していた状況などが確認されたため、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の充実に努めるよう求めた。
- ・ 教職課程担当教員の担当科目に関わる活字業績が不足している状況が見受けられたため、担当科目において含めることが必要な事項に関わる研さんを積むことができる環境の整備に努めるよう求めた。

- また、開放制により教員養成を行う場合、教育職員免許法上の最低修得単位数である 20 単位の「教科に関する科目」に加え、学科教育としての専門科目を履修することによって、各教科の専門性を高めていくことが重要であるが、一つの学科等で複数の異なる教科の免許状を取得可能とする学科等の状況が確認された。このような場合には、コース履修等を検討するなど、各教科の専門性を担保できるよう履修上の配慮・工夫を図ることが必要である。

【教育実習の取組状況】

- 教育実習については、教育委員会と連携し、大学等の近隣の学校を教育実習先として確保しているほか、全ての教育実習先に担当指導教員が巡回指導を行うなど、丁寧な教育実習指導が行われている大学等が確認できた。

- 一方で、実習校の選定に当たって、依然として、母校や遠隔地の学校での実習を前提としているような大学等もあった。

母校実習については、過去の中教審答申で、「大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」と提言され、教育職員免許法施行規則第 22 条の 5 においても、教育実習等の円滑な実施について規定しているところである。

このため、

- ・教育実習は、大学等による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学等が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましく、今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたいこと
 - ・やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学等が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたいこと
- などについて指摘した。

【学生への教職指導の取組状況及び体制】

- 教職支援センター等を設置し、全学的に学生へきめ細やかな指導ができる体制を構築している大学等が確認される一方、教職支援センター等を設置しているもののまだ十分に機能しているとは言い難く、学生への指導が不十分と思われる大学等もあった。

- 教職指導は、学生が教職についての理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、大学等が計画的・組織的に行っていく必要がある。履修カルテを有効活用するとともに、教職指導の充実に努めることが必要である。

- 教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等専門性が担保されることが確認されて認定されるものである。課程認定を受けていない学科等に所属する学生が教員免許状を取得できる、あるいは、課程認定を受けていない免許状が取得可能であるかのよう
に広報及び履修指導を行うことは、課程認定制度の趣旨に鑑みて適正といえないため、速やかに改めるべきである。

【教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）】

- 多くの大学等において、教育委員会等と連携し、学校現場体験やボランティア活動等、積極的な取組を推進していた。
- また、県教育委員会主催の学校体験事業に学生を参加させたり、卒業生から在学生に対する情報提供の機会を設けたりするなど、生涯にわたって学び続ける教員を養成するための取組が見受けられた。
- 教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、各大学等においては、学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、地元教育委員会や学校との連携・協働に努めていただきたい。

【施設・設備（図書を含む。）の状況】

- 各大学等において、教員養成に必要な施設・設備、教育機器等は、学生数の規模に応じておおむね整備されていた。引き続き、教育に関する最新の情報を入手することができるよう環境の充実に努めるよう求めた。

【その他】

- 今年度の実地視察校の中で、変更届や変更承認申請の未提出・不備が判明していることから、各大学等においても当該事態が生じないよう、今一度、事務組織含め全学的に確認していただきたい。

3. まとめ

- 各課程認定大学等においては、体系的に教育課程を編成し、教員免許状を取得しようとする者に対する教職指導の実施等を通じて、教職を志す学生が体系的・計画的に教職課程を履修することができるような配慮が求められている。
また、そのために、教職課程の運営や教職指導を、全学的に責任を持って行う体制の構築や、教員養成を目的とする学科等の有する資源・機能の全学的活用に向けた取組が不可欠である。
- 今回、実地視察を受けた大学等の中には、実地視察への準備を通じて、教員養成の現状、カリキュラム・各科目の現状等について評価・分析をし、十分実施できている点、課題・改善点及び今後の検討課題点の洗い出しを行うなど、自大学等の教員養成の在り方の自己検証・改善方策の検討の契機とした大学等もあった。
- 本部会としては、このように、実地視察を各大学等における教員養成の質向上の契機となるような仕組みとしていくことが重要と考えている。
- 一方、教職課程に係る各種改革が進められている中で、実地視察対象大学等のみならず、全ての課程認定大学等が、自ら、法令や教職課程認定基準に照らしながら教職課程を適切に運営することは、教員養成を担う大学等の当然の責務であり、社会に対する最低限の約束であることを、全ての課程認定大学等が十分に認識することが必要である。
- 各課程認定大学等においては、学長及び各学部長はもとより、教職課程に関係する担当教員・担当職員全員が、主体的に、本実地視察報告書の指摘内容を理解した上で、教育職員免許法その他の関係法令や各種答申で提言されている内容を再度確認し、教職課程の改善を不断に行うことにより、教職課程の質的水準の維持と向上を図っていくことを期待する。
- また、指定教員養成機関においては、教育課程、教員組織、指導大学の状況について、改善すべき点が多く確認されたため、引き続き、各指定教員養成機関における教職課程の運営状況について、教員養成部会として実地視察を行っていくことが必要である。

※各大学に対する個別の指摘事項については、後日、文部科学省ホームページに掲載予定。

平成 30 年度実地視察大学一覧

<教職課程認定大学>

平成 30 年 12 月 5 日 宮崎国際大学
12 月 6 日 宮崎公立大学
平成 31 年 1 月 31 日 富山大学

(計 3 大学)

<指定教員養成機関>

平成 31 年 1 月 30 日 富山県立総合衛生学院

(計 1 機関)

(総計 4 大学等)